

裁判員に選ばれたら 法律知識はいりません 経験に基づく「常識」でん



趙誠峰

早稲田リーガルコモンズ
法律事務所

「裁判員裁判」という言葉を一度は聞いたことがあるでしょうか。裁判員裁判とは、簡単に言うと、私たち一般市民が裁判官とともに裁判に加わり、有罪・無罪、懲役〇年、執行猶予などといつた判決をする制度です。

そして、この裁判員という制度。決して他人事ではありません。いつみなさんか、みんなの家族が選ばれるかもしません。その時に備えて、制度をわかりやすく解説したいと思います。

なぜ裁判員裁判

このような裁判員裁判の説明を受けると、なぜ市民がそのようなことをやらなければならないのか、プロの裁判官に任せておけばいいのではないか、法律の知識など何もない市民に裁判などできるわけがないなどと思われる人も少なくないでしょう。

「世間一般」を反映 職業的な弊害から

それにはいくつかの理由がありますが、その1つが、裁判に市民に同じ司法試験という試験に合格

裁判員裁判という制度は2004年5月に法律が制定され、2009年5月21日から制度がスタートしました。まだ制度が始まっています。6年少々です。ではなぜこのような制度が始まつたのでしょうか。

の常識を反映させるとする目的があります。それまでは裁判はすべて職業裁判官（プロの裁判官）のみによって行われてきました。裁判官の多くは、司法試験に優秀な成績で受かり、司法研修所を卒業して裁判官の道を歩み始め、その後も何十年にもわたって裁判官をやり続けている人たちです。

しております。しかし、一度弁護士になつた人はずつと弁護士、裁判官になつた人ははずつと裁判官をやり続けるのが現状です。

ですので、裁判官の人たちは何十年も裁判官の仕事ばかりやっているのです。そうなると、自然と

われわれ弁護士と裁判官はともに同じ司法試験という試験に合格

「裁判官の常識」と「世間の常識」、生まれてしまします。もとも

とエリート街道を歩んできた裁判官が、さらに裁判所という非常に狭い世界の中で何十年も生きていくわけですから、「裁判官の常識」が世間から離れてしまってことでも当然のことかもしれません。

その結果何が起きるかと言うと、世間一般の常識ではあり得ないような判断が裁判官によつてなされてしまうのです。それは決して正しいことではありません。だからこそこのような裁判官だけの裁判に、世間の常識を反映させる必要があつたのです。

ほとんどどの先進国で市民にとっての権利

また、「裁判は難しい」というイメージをお持ちの方も少なくない

プロフィール●趙 誠峰

福井市出身。早稲田大学法科大学院を修了し、2008年弁護士登録。
早稲田リーガルコモンズ法律事務所パートナー。刑事弁護、とりわけ裁判員裁判や無罪を主張する事件を多数手がける。
これまでに裁判員裁判での2件を含む4件の無罪判決を獲得。その他、在日コリアンの法律問題なども手がけている。



早稲田リーガルコモンズ法律事務所の会議室

ほとんどの先進国ではこのような市民にとっての権利

しかし、裁判というのは市民にとってその権利を守る最後の砦です。市民からかけ離れた存在であつてはなりません。そこで、裁判に市民がもっと参加できるようにするという目的も裁判員裁判にはあるのです。

ちなみに世界に目を向けるとほとんどの先進国ではこのような市民が裁判に参加する仕組み（国によつて、陪審制、参審制など制度に違いはあります）があります。

ほとんどの先進国ではこののような市民の常識を反映させるべきとされています。

裁判員は選挙人名簿からくじで選ばれます。つまり日本国籍を持っている20歳以上の人であれば、基本的にいつ裁判員に選ばれてもおかしくありません。毎年11月頃に、翌年の裁判員の候補者がくじで選ばれます。

選ばれた人のところには、「来年

の裁判員の候補者になりました」

という通知が届きます。そして、個々の事件の裁判が始まると、その時点での事

件の裁判員候補者がくじで選ばれ

ます。

ここで選ばれた人は指定された

日に裁判所に行かなければなりま

せん。そして、裁判所に行つて、質問をしたり、受けるなどした後

に、最終抽選が行われ、裁判員が選ばれるのです。

当面は殺人事件など重大な「刑事裁判」で

どんな事件を担当

きへの参加について後進国でした。こととなつたのです。

日本国籍で20歳以上11月頃クジで候補を

どういう選び方か

裁判員は選挙人名簿からくじで選ばれます。つまり日本国籍を持っている20歳以上の人であれば、基本的にいつ裁判員に選ばれてもおかしくありません。毎年11月頃に、翌年の裁判員の候補者がくじで選ばれます。

選ばれた人のところには、「来年の裁判員の候補者になりました」という通知が届きます。そして、個々の事件の裁判が始まると、その時点での事件の裁判員候補者がくじで選ばれます。

ここで選ばれた人は指定された日に裁判所に行かなければなりません。そして、裁判所に行つて、質問をしたり、受けるなどした後に、最終抽選が行われ、裁判員が選ばれるのです。

このように裁判員は選挙人名簿からくじで選ばれるのですが、いくつかのパターンに当てはまる人

裁判員になれない人

このように裁判員は選挙人名簿からくじで選ばれるのですが、い

くつかのパターンに当てはまる人

裁判から裁判員制度はスタートする

大変なので、まずは重大な刑事裁

判から裁判員制度はスタートする

こととなつたのです。

このように裁判員は選挙人名簿

からくじで選ばれるのですが、い

くつかのパターンに当てはまる人

裁判員になれない人

このように裁判員は選挙人名簿

裁判員に選ばれたら 趙 誠峰

は裁判員になることができません。

議員、国の行政機関の幹部職員、司法関係者（弁護士など）、自衛官などです。また裁判を行うその事件の関係者（例えば被害者の家族とか）ももちろん裁判員になることができません。

しかしそれ以外の人については、全員平等に裁判員に選ばれる可能性（チャンス？危険性？）があるのです。

検察官の起訴状と 証拠によつて進行

刑事裁判では、検察官が犯罪の疑いをかけられている被告人を起訴（裁判にかけるということです）します。その際、検察官は被告人がどのような事件を起こしたというのか、その言い分を起訴状という書類に書いて起訴します。

力で相手を殴ったところ、たまたま打ち所が悪くて相手が亡くなってしまったような傷害致死事件の場合、例えば「被告人は、平成27年11月1日、東京都中央区において、鈴木太郎に対してその顔面を手拳で5発殴打するなどの暴行を加え、同人をその場に仰向けに転倒させて、その後頭部を路面に打ち付けさせ、よって、同人に外傷性くも膜下出血の傷害を負わせ、死亡させ

人により常識は違う
その多様さを反映し

私たちちは日常生活で同じようなことをよくやっています。例えば会社内で争い事が生じたときに関係者からいろいろ事情を聞いて何があつたのかを判断するといったことなどです。基本的には同じです。

法廷に出てきた証拠を見たり、
証人の話を聞くなどして、検察官
が起訴した事実が「間違いない」と
言えるかどうかを判断するのです。
そのときに頼りになるのは自分自
身の経験に基づく常識なのです。
決してそこに法律の知識などは必
要ないのです。

そう聞くと、法律の素人である市民にそのようなことができるのか、不安になるかもしれません。もう少し詳しくご説明しましょう。



たものである」といった具合です。そして、刑事裁判では、この検察官の「言い分」について、法廷に出てきた証拠に基づいて、「間違いない」と言えるかどうかを判断するのです。

れの常識にしたがつて判断をすればいいのです。

劇的に分かり易く

それでも裁判は難しいのではなくいかと思われるかもしれません。しかし、私たち弁護士も、依頼人の利益を守るために、自分たちの言い分を裁判員の人たちに理解してもらわなければなりません。

のために、法律家ではない裁判員の人たちにも理解してもらえるよう、法律家にしかわからない言葉ではなく、普通の平易な言葉で、わかりやすい裁判をするようになりました。裁判員裁判が始まることによつて刑事裁判は劇的にわかりやすくなつたのです。ですから、裁判は難しいのではないといった心配は無用です。

プロ3人裁判員6人 1人1票の多数決で

検察官が起訴状に書いた事実があることについて「間違いない」と判断されれば、被告人を有罪にすることになります。逆に、検察官が起訴状に書いた事実について、法廷に出てきた証拠や証人の話からは「疑問が残る」となつた場合は、

被告人に無罪の判決を出すことになります。

これらの結論は多数決で出します。プロの裁判官3人と、裁判員6人が、全員平等に1人1票を投じて多数決をすることになります。裁判官の1票と裁判員の1票は同じ重みです。

そして、被告人が有罪だという結論になつた場合には、さらに被告人にどのような刑を科すのがふさわしいかを決めることがあります。

拒否できないのか

長いと数か月毎日 理由立てば辞退も

ところで、裁判員に選ばれた場合、裁判にどれくらいの日数かかるでしょうか。これは裁判によつてバラバラです。短いものであれば、2日くらいで終わる裁判もありますが、長くなると3か月以上続くこともあります。

裁判員裁判は毎日開かれます。

その間は裁判が開かれる日については選ばれた裁判員は全て出席しなければなりません。この日だけ欠席するといったことは許され

ません。それは、最後に裁判官と裁

判員が話し合いをして結論を出すときに、人によってある証人の話を聞いた人と、聞いていない人とが議論をすることになつてしま

うからです。

ですので、裁判員に選ばれた場合には、数日から数か月の間、平日は毎日朝から夕方まで裁判所に行つて、裁判員の仕事をしなければなりません。

重い病気や介護など

当然、仕事や家庭の事情などで、そのような裁判員の仕事をすることはできないという人もいるでしょう。そのような場合には辞退という制度があります。裁判員を辞退できる場合としては、重い病気につかっている場合、家族の介護、事業上の重要な用務を自分で処理しないと損害を生じさせてしまう場合、妊娠中などといった事情が決められています。

ただ、その休暇を有給休暇としています(労働基準法7条)。ですが、会社が裁判員に選ばれても拒否をすることを強制することはできません。

まず裁判員に選ばれた人が会社の休暇を取ることは法律上認めら

れていました(労働基準法7条)。ですが、会社が裁判員に選ばれても拒否をすることを強制することはできません。

このように裁判員に選ばれた場合には、裁判員として裁判に参加することは国民の義務の1つです。では、自分の会社の従業員が裁判員に選ばれた場合にはどのようにするべきでしょうか。

拒否強制はできない 有給無給は会社次第

員に選ばれた場合には、1日当たり1万円程度の日当が支払われる 것입니다。

逆に言うと、これらの辞退が許される事情がない場合には、裁判員に選ばれた場合には裁判員の仕事をしなければなりません。裁判員に選任された場合、1日が、これは必ずしも仕事の報酬ではありません。ですので、裁判員の裁判の休暇を有給休暇にすること

と、裁判員の日当を受領することは、給与の二重取りということにはなりません。

一方で、裁判員に選ばれた場合

の有給休暇制度を整備しつつ、裁判員に支払われる日当分についてその一部を給与から減額するといった就業規則は作成の余地があるかもしれません。このあたりは弁護士などの専門家にご相談ください。

守秘義務はどこまで

「評議」の内容だけ 誤解も少なくていい

ところで、裁判員になつた場合には守秘義務が課せられます。守秘義務を破つた場合には、刑罰まで定められています。このような裁判員になつた人に課される守秘義務についてはいろいろ大きな問題があります。

守秘義務の対象は、裁判官と裁判員の人たちとの話し合い（これを「評議」と言います）の内容です。評議は非公開で行われます。そこでの話し合いについて、誰が何を言つたのかといつたことは誰にも話してはいけないとされています。

逆に言えば、法廷で出てきた証拠の内容、証人の話の内容などは、

守秘義務の対象ではありません。知り合いなど誰に話をしても何の問題もありません。

むしろ、裁判は公開されているものですから、誰もが自由に見ることができます。そこで出された証拠や証人の話はすでに公開されたものですから、秘密ではないのです。

ところが、何が守秘義務の対象で、何が対象ではないのかについての区別がなかなか難しいので、裁判員になつた人は、『何

も話しかゃいけない』と誤解をしてしまつている人が少なくないようです。しかし、まだ制度が始まつたばかりのこの裁判員裁判制度ですから、少しでも制度をよくしていくためには裁判員の感想などをどんどん表に出てくるべきですね。

す。これまでに6000人以上の

被告人に対して裁判員裁判が開かれ、5万人以上の市民が裁判員として参加しました。裁判員裁判に参加した裁判員の人たちの感想や意見も少しずつ聞かれるようになりました。

その評価は、「裁判が非常にわかりやすかった」、「貴重な経験になつた」、「これから裁判を見る目が変わります」など、好意的な評価が多いようです。それはこれまで刑事裁判に興味が向かれてこな



普段から心の準備 思う存分に意見を

読者のみなさんもいつ裁判員に選ばれるかわかりません。何の心の準備もないまま裁判員に選ばれるのと、ある程度心の準備をした上で選ばれるのとでは全然違うでしょう。みなさんが裁判員に選ばれたときのためにこの記事が多少でも参考になれば幸いです。

そして、いざ選ばれたときには思う存分裁判員として意見などを判に反映させるということが目的ですから。

そして、もしみなさんの周りの方が、事件に巻き込まれたとき、そしてそれが裁判員裁判になつたとき、裁判員裁判にしつかり対応できる弁護士を吟味できるようになります。

アドバイスをしてあげてください。裁判員裁判によつて刑事裁判は劇的に変わりつつあります。この変化に対応できる弁護士と、旧態依然とした弁護士との間には、裁判員裁判においては大きな差があるのが実情です。

かつたからかもしれません。

いざという時へ

このような裁判員裁判もスタートしてから6年以上経過しています

このように裁判員裁判もスター